

下水道施設管理業務委託共通仕様書の改定方針

- ・ 提出書類について、原則、押印の省略を可能とする。署名、記名押印についても引き続き有効とする。
- ・ 受注者から個人へ権限を委任する総括責任者、配置技術者の資格・業務経歴書等については真正性を確実に確認するため、押印を省略する際には作成者およびその連絡先を記載することとする。
- ・ 請求書、見積書の押印省略時の対応は会計管理局通知(令和2年12月25日)および物品買い入れ等の見積り合わせ事務処理要領に準じる。
- ・ 真正性の確保のため、押印を省略する場合は持参またはPDFにより提出とする。